

印刷会社のための 知的財産

連載 第3回

裁判例紹介

◆実務上のポイント

- ①インターネット上に掲載されている文章、イラスト、写真やその他コンテンツ類は、そのほとんどが著作権によって保護されています。これらを無断で複製したり改変することは著作権侵害となります。
- ②印刷物を請負っている我々印刷会社としても、出版社に対して、著作権についてアドバイスできる程度の意識を持ちたいものです。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

インターネット上には様々なコンテンツが溢れています。しかしながら、書籍などの紙媒体の著作物と比べ、著作権法上保護される著作物であるとの意識が薄れがちです。特に、ネット上の掲示板では、気楽におしゃべりするのと同じように皆が書き込みや写真を掲載するため、その傾向が顕著であると言えるでしょう。

本件は、インターネット上の掲示板に書き込まれた文

事件名： 掲示板書き込み転載事件

——ホテル情報に関するネット掲示板の管理者が、投稿者に無断で投稿文章を複製し、書籍を作成・出版した事件——

東京高裁平成14年10月29日判決

平成14年(ネ)2887号

平成14年(ネ)4580号

(原審：東京地裁平成14年4月15日判決

平成13年(ワ)22066号)

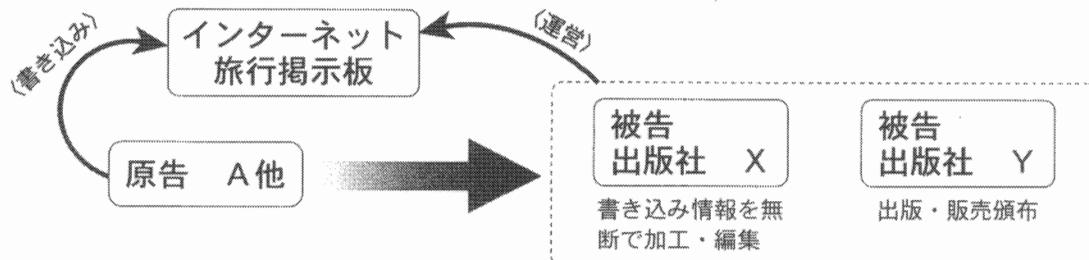
章の著作物性と、その編集物を出版した出版社の過失の有無が主な争点となった裁判ですが、著作物性の要件及び出版社の義務について、明快に判示している裁判例です。本件を通して、ネット上の著作物の取り扱いについて、今一度考えてみましょう。

◆事件の概要

被告Xは、情報産業に関するインフォメーション・サービスや出版事業等を営む株式会社であり、その事業の一つとして、ホテル愛好者の親睦と情報交換のための会員制組織を運営し、ホームページの設置、管理を行っていました。同ホームページ上には、掲示板を設け、無料で閲覧及び書き込みをさせており、連日、ホテルや旅行に関する数多くの投稿が寄せられていました。

同ホームページの閲覧者である原告Aらは、本件掲示板に文章を書き込みましたが、Xは、同文章の一部を無断で転載・編集した書籍を作成し、出版社Yは本件書籍を出版、販売頒布し、その宣伝広告を行いました。

そこでAらは、X、Yらの行為は各記述についてAら



が有する著作権を侵害すると主張して、本件書籍の出版等の差止め及び損害賠償を求めて訴訟を提起しました。本訴訟では、主として、この掲示板に書き込まれた文章の著作物性、及び出版社の過失の有無が争いになりました。

◆判決要旨

①判決・主文

- 被告らは、本件書籍を出版、発行、販売、頒布並びに頒布のための広告及び宣伝をしてはならない。
- 被告Yは、本件書籍並びにこれに関する印刷用紙型、亜鉛版、印刷用原版（フィルムを含む）を廃棄せよ。
- 被告らは、原告に対し損害金を払え。

②原告各記述部分の著作物性について

「著作物と認められるためには、単なる事実を素材にした場合であっても、筆者の事実に対する何らかの評価、意見等が表現されており、何らかの個性が發揮されなければ足りる。」として、原告の記述部分の多くについて、その著作物性を認めました。他方、「ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、著作物性は認められない。」とも述べています。

③被告Yの過失の有無について

「被告Yが被告Xから『本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しない』との保証を得ていたとしても、被告Yは原告Aらが転載を許諾したか否かを調査、確認する義務を免れるものではなく、全く調査、確認をしていなかった被告Yは、過失がないとは言えない。」として被告の過失を認めました。

◆解説

インターネットで公開される情報は、ここ数年で質・量ともに大変充実してきています。これらの情報は、手軽に入手でき、また簡単にコピーできることから、他への転載などが断りなく行われることも多く、著作権法上の問題については、言わば野放し状態だったと言えます。本件は、こういった状態に警鐘を鳴らすものと言えます。

例えば、会議資料と称してインターネット上のコンテンツを無断で複製したり、ネット上の新聞記事データをインターネットで公開したり、あるいは、企画提案書に

インターネット上の気に入ったイラストを流用したりしていませんか。これらは何れも著作権侵害の恐れが極めて高い行為です。

ホームページ上の掲示板への書き込みの利用についても同じです。以前は書き込みは著作物なのか、著作物だとしたら誰が著作権者なのかの明快な基準や判断は存在しませんでしたが、本判決は、匿名による公表だからといって、著作物性を否定されることはないこと、またインターネット上の文章であっても、一般の著作物と同じく著作物性を判断されることを明確に示している点で大いに意味ある判決と思われます。

ところで、本判決では、出版を担う者の調査・確認義務について述べられており、被告Yが、原告らの許諾の有無についての調査等を全くしておらず、著作権侵害について過失があるとされています。この点について、私たち印刷会社としてはどう捉えればよいのでしょうか。

一般論として、印刷会社は、出版社から支給された文書、デザイン、写真等に基づいて印刷の請負をしているだけであれば、出版社に対して利用許諾を得ているかの確認をする義務があるとは思われません。しかしながら、印刷物自体が請負であっても、使われている著作物に関して何か“おかしい”と感じた際には、一言「著作者の承諾は取れますよね」と尋ねるくらいのサービスは行いたいものです。できる範囲でのアドバイスや情報提供をすることで、無用のトラブルの防止、あるいは大切な得意先の信頼を得ることに繋がるのではないかでしょうか。なお、印刷会社自らが企画・提案を行った印刷物に関しては、自ら権利問題をクリアにしておく必要があることは言うまでもありません。

本件と似た事例として、応募作品の複製・利用が挙げられます。作品の公募やコンテストに応募された小説、漫画、写真などを、出版したり、ネットで公開したりすることができますが、通常は、著作権の帰属や二次利用について応募規約などにきちんと取り決められており、後々のトラブルの防止が図られています。本件のネット掲示板の場合もこれと同じように、あらかじめ『出版する』と明示するなど、掲示板の運営者としては、利用条件において二次利用に関する包括的な許諾を定め、書き込みを行う前にその利用条件を認識できる環境を整え、利用条件に同意できない場合には、書き込みを思い留めるような仕組みとしておくことが望ましいといえます。